

給与支払報告書(個人明細書)記載上の注意点

										※種 別		※整 理 番 号		※							
支 払 を受ける者	※区分										(受給者番号) 2 599-10000										
	1 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地										(個人番号) 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(役職名) 営業課長								
支 払 者											氏名 (フリガナ) 3 シラタカ タロウ		3 白鷹 太郎								
											名										
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額						所得控除の額の合計額		源泉徴収税額									
給料・賞与		内 7,074,500 円		内 5,267,050 円						内 4,844,604 円		内 0 円									
4	控除対象配偶者 △無等	配偶者(特別) 控除の額	5 特 定	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数							
				老人		その他		特親													
有	徒 有			内 380,000 円	人 徒 人	内 1 人	人 徒 人	内 3 人	人 徒 人	内 2 人	人 徒 人	内 5 人	人	人	人						
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
6	内 1,140,000 円			内 1,084,604 円			内 120,000 円			内 50,000 円		内 7,100 円									
(摘要)																					
8	(1)白鷹 五郎(30) (2)白鷹 六郎(01) (3)白鷹 紗太(年少)																				
<前職分>白鷹町大字荒砥甲2 株式会社やまがた 令和7年3月31日退職 支払金額 450,000円 源泉徴収税額0円 社会保険料0円																					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		内 180,000 円		旧生命保険料の金額		内 100,000 円		介護医療保険料の金額		内 90,000 円		新個人年金保険料の金額		内 360,000 円		旧個人年金保険料の金額		内 180,000 円	
7	△金控除 △扶養親族	住宅借入金等特別控除適用数	2	居住開始年月日(1回目)	年 31 月 1 日 10	居住開始年月日(2回目)	年 4 月 8 日 20	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年未残高(1回目)	住(特)	住宅借入金等年未残高(2回目)	住(特)	住宅借入金等年未残高(2回目)	住(特)	11,500,000 円	11,500,000 円				
(源泉・特別控除対象配偶者)		氏名	白鷹 花子	区分	配偶者の合計所得		内 350,000 円		国民年金保険料等の金額		内 90,000 円		旧長期損害保険料の金額		内 0 円		所得金額		内 0 円		
個人番号		234567890123														基礎控除の額 9 630,000 円		10 0 円			
控除対象扶養親族	11	シラタカ ジロウ	区分	01	16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	シラタカ ハルコ	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号												
	個人番号	0123456789012		氏名		白鷹 春子	区分														
	(フリガナ)	シラタカ サブロウ	区分	10		個人番号	567890123456														
	2	氏名	白鷹 三郎	区分		2	(フリガナ)	シラタカ ナツコ	区分												
	個人番号	345678901234		氏名		白鷹 夏子	区分	個人番号	678901234567												
	(フリガナ)	シラタカ アユコ	区分	3		(フリガナ)	シラタカ アキコ	区分													
	3	氏名	白鷹 鮎子	区分		4	氏名	白鷹 秋子	区分	個人番号	789012345678										
	個人番号	456789012345		(フリガナ)		シラタカ フユコ	区分	(フリガナ)	シラタカ フユコ	区分											
	(フリガナ)	シラタカ シロウ	区分	12		氏名	白鷹 冬子	区分	個人番号	890123456789											
	4	氏名	白鷹 四郎	区分		13	個人番号														
未成年者	外 国 人	死 亡 通 職	災 害 者	乙 横	本人が障害者	特 別	そ の 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 劳 学 生	中途就・退職				受給者生年月日						
											就職	退職	年 7	月 4	日 1	元号 昭和 40	年 1	月 1			
支 払 者	個人番号又は法人番号		1234567890123				(支払者の法人番号13桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)														
	住所(居所)又は所在地		山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙100番地												(電話) 0238-00-0000						
	氏名又は名称		しらたか商事株式会社																		

※扶養親族等の対象となる年齢・生年月日について

- 特定扶養親族・・・年齢19歳以上23歳未満の方
(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方)
 - 老人扶養親族・・・年齢70歳以上の人((源泉)控除対象配偶者の老人も同じ)
(昭和31年1月1日以前に生まれた方)
 - その他の扶養親族・・・年齢16歳以上の方で、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方 (平成22年1月1日以前に生まれた方)
 - 16歳未満の扶養親族・・・平成22年1月2日以後に生まれた方

※扶養親族の所得要件（改正）

合計所得金額58万円以下（改正前48万円以下）

記載方法の詳しい内容については、国税庁ホームページの

「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>)

「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）をご参照ください。

- 住所 令和8年1月1日現在住民登録している住所を記入してください。
 - 受給者番号 税額決定通知書に記載が必要な場合記入してください。eLTAXで特別徴収税額通知書(納税義務者用)の電子通知を希望する場合は必ず記入してください。
 - 個人番号 氏名・フリガナ 記入漏れがないよう、正確に記入してください。
 - (源泉)控除対象配偶者の有無等及び配偶者(特別)控除の額 控除対象配偶者の適用を受けている場合は○を記入し、控除の額も記入してください。老人控除対象配偶者(70歳以上)に該当する場合は老人欄にも○を記入してください。※配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記入せず配偶者特別控除の額のみ記入してください。
 - 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)及び16歳未満扶養親族の数 それぞれの人数を記載してください。なお控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号も人数の記載と併せてご記入ください。町民税・県民税では、非課税基準額が設けられており、扶養人数(16歳未満扶養親族含む)によって基準額が変動しますので漏れなく記入してください。
 - 【特親】欄(新設)** **特定親族(受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万超123万以下である方)がいる場合に記入してください**
 - 特定親族特別控除の額(新設)** **特定親族の合計所得金額に基づいて算出された特定親族特別控除額を記入してください。**
(注)親族等の合計所得金額が58万円以下の場合または123万円を超える場合は、特定扶養親族特別控除の適用を受けることはできません。
 - 住宅借入金等特別控除の額の内訳 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、住宅借入金等特別控除の額と、住宅借入金等特別控除の額の内訳の各欄を必ず記入してください。
※令和7年中に居住開始された方は、初年度のため確定申告が必要です。
 - 摘要欄
 - 前職分給与を含む場合 前職分給与を含む場合は前職分の支払者の住所と前事業所名・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料を記入してください(複数分合算している場合も同様に事業所ごと記入してください)。
 - 扶養親族が5名以上 括弧書きの数字を付し5人目以降の扶養親族の氏名を書いてください。その対象者の個人番号は『5人目以降の控除対象(16歳未満)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。氏名の後に(01)のように、「●控除対象扶養親族の分類」の表や「●特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記入してください。
 - 同一生計配偶者 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が特別障害に該当する場合は配偶者の氏名の後ろに(同配)を付して記入してください。
 - 所得金額調整控除 納入金額が850万円を超える者の中23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で所得金額調整控除の適用を受ける場合は、扶養親族の氏名に(調整)を付して記入してください。ただし、扶養親族欄に氏名の記載がある場合は省略可能です。
 - 退職手当等を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合 退職手当等を受ける配偶者(退職手当を除く合計所得金額が133万円以下であるもの)又は扶養親族がいる場合は氏名の後ろに(退職)を付して記入し、その他の必要事項を記入してください。その対象者の個人番号は『5人目以降の控除対象(16歳未満)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。
 - 基礎控除の額(改正) **合計所得金額により控除額が異なります。年末調整をした受給者で合計所得金額の見積額が132万円以下:95万円、132万円超336万円以下:88万円、336万円超489万円以下:68万円、489万円超655万円以下:63万円、655万円超2,350万円以下:58万円**
2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
 - 所得金額調整控除額 納入金額が850万円を超える者で本人が特別障害者である場合又は、23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で、所得金額調整控除の適用を受ける場合は【(納入金額-850万円)×10%】に相当する金額を記入してください。限度額は15万円です。
 - 控除対象扶養親族 特定親族特別控除の適用を受ける場合には「●特定親族特別控除の額の区分」の表に応じて区分を記載してください。
控除対象扶養親族が非居住者である場合は「●控除対象扶養親族の分類」の表に応じて区分を記載してください。
 - 寡婦 ※該当受給者にのみ○を記入・ひとり親に該当する者は除く 夫と離婚した後婚姻していない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が500万円以下であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方です。
 - ひとり親 ※該当受給者にのみ○を記入・寡婦控除との併用不可 婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子(他の者の扶養親族である者以外で総所得金額等の額が58万円以下の者)があり受給者の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方です。
 - 受給者生年月日 元号は漢字(大正・昭和・平成)で記入してください。

